

小山市地域公共交通計画策定支援業務委託 仕様書

1 件名

小山市地域公共交通計画策定支援業務委託（以下「業務」という。）

2 業務の目的

本業務は、令和 5 年 2 月策定の「小山市地域公共交通計画」の改定のための業務支援を行うことを目的とする。改定にあたっては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）（以下、「法」という。）に基づく、利便性の高い公共交通の維持・確保と、市の財政の健全性の両面に配慮した、誰もが利用しやすく持続可能な地域公共交通のマスタープランとなる「地域公共交通計画」（以下、「本計画」という。）であるものとする。また、国土交通省総合政策局において進められている「地域公共交通計画の実質化に向けたアップデート」など、関連する取組の動向も参考にしながら進めることとする。

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 25 日まで

4 対象区域

小山市全域及び小山市外を運行する小山市コミュニティバス（路線バス、デマンドバス）沿線

5 本計画の事業期間

以下の内容は全て予定であり、法改正や受託者からの提案、進捗状況等により変更となることがある。

（1）計画決定

令和 8 年 3 月

（2）計画運用期間

令和 8 年 10 月から令和 13 年 9 月までの 5 年程度とする。

6 業務の内容

（1）上位計画・関連計画等の見直し状況の整理

令和 5 年 2 月の地域公共交通計画策定以降において、上位計画及び関連計画において見直された内容を整理する。なお、令和 7 年度策定予定の第 9 次小山市総合計

画、田園環境都市おやまビジョン、小山市地域公共交通のあり方検討業務委託業務報告書については重点的に行うこと。

(2) 基礎データの整理

本計画を策定するための基礎データとして活用するため、国勢調査等の各種統計調査や、小山市総合都市交通体系調査（パーソントリップ調査）等の既存調査の最新のデータを活用し、人口・世帯の状況、行政・文化・観光・福祉等各種施設の立地状況や公共交通の利用状況等を整理する。必要に応じてパーソントリップ調査の再集計・分析を行う。

(3) おーバスの現状整理

おーバスの利用者数、運行収入等の運行実績、乗降センサー等から得られた利用状況と路線図等などを活用し、運行実態等を整理する。

(4) 公共交通サービスの目標達成状況とサービス水準の現状整理

過年度計画において設定した公共交通サービスの目標達成状況と、提供されている公共交通のサービス水準の現状を整理する。目標達成状況を把握するための調査については、発注者との協議の上、必要に応じ可能な範囲で実施する。

(5) コミュニティバス以外の公共交通の現状整理

市内を運行しているタクシー等の公共交通について、その運行状況、乗降客数の推移等を整理するとともに、スクールバスや福祉輸送、企業・旅館等の多様な送迎サービスの運用状況について、過年度の地域公共交通計画策定以降の状況変化を中心に調査・整理する。

(6) 交通事業者の意向等の整理

市民と一番近い距離で接し、公共交通に関する課題を詳細に把握していると考えられる市内で運行する公共交通事業者（バス・タクシー）に対して、ヒアリング調査を実施し、過年度の地域公共交通計画策定以降の状況変化を整理する。

(7) 公共交通に関する課題の整理

上記までの現状整理および令和5年2月の地域公共交通計画策定以降の状況変化、上位計画・関連計画の見直し状況の内容を受け、市の公共交通に関する課題を、過年度計画策定時に設定した以下の視点も参考に、分析・整理する。《参考：過年度計画策定時に設定した市の公共交通に関する課題》

- ① 小山市総合都市交通計画において設定した、利便性の高い公共交通網の整備
- ② 商業施設、観光施設、医療機関、学校等各拠点を活かした公共交通網の整備
- ③ 交通弱者対策
- ④ 周辺地域との連携
- ⑤ 新たな利用促進策
- ⑥ 自動運転バスの導入等新たなテクノロジーの活用
- ⑦ 最適な運行形態（路線計画、運行本数、バス停配置）

- ⑧ 費用負担（利用者負担、公的負担）の考え方、収支
- ⑨ その他の視点
- (8) 小山市地域公共交通計画における施策展開
ここまでの整理結果を踏まえ、本市の目指す交通体系や公共交通における施策展開について、令和 5 年 2 月の地域公共交通計画策定以降に、検討や実施・導入がなされた公共交通施策の位置づけを含めた再編計画として改訂案を取りまとめる。加えて公共交通サービスの目標の見直しや修正を行うとともに、KPI の再設定を行う。
- (9) その他
小山市地域公共交通会議において 2 回程度審議すること。
- (10) 成果品の作成
計画最終版（本編・概要版）を作成するとともに、収集した資料、分析したデータ、検討内容およびその結果、作成図面等についてもとりまとめを行い、関係資料一式として提出する。

7 日程案

以下の日程は予定であり、受託者からの提案や進捗状況等により変更となること
がある。

- (1) 各種整理、調査、分析等の実施
小山市と協議の上、令和 7 年 10 月頃までに行うこと。
- (2) 小山地域公共交通計画における施策展開の検討
小山市と協議の上、令和 7 年 11 月頃までに行うこと。
- (3) 素案または計画案の作成
小山市と協議の上、素案または計画案を作成し、令和 7 年 12 月中に提出すること。
- (4) 庁内での説明
令和 8 年 1 月上旬予定
- (5) 小山市地域公共交通会議にて素案または計画書案の協議
令和 8 年 1 月下旬頃開催（対面開催予定） ※受託者は会議の出席不要
- (6) 住民利用者の意見の徴収（パブリックコメント等）
令和 8 年 2 月頃実施
- (7) 小山市地域公共交通会議にて計画策定の協議
令和 8 年 2 月頃実施（書面開催予定）
- (8) 庁内での説明
令和 8 年 3 月頃実施
- (9) 計画決定及び国土交通省、総務省への送付
令和 8 年 3 月下旬予定

8 資料の貸与

業務遂行上、必要な資料の収集は、原則として受託者が行う。ただし、小山市は必要に応じ所有する資料を受託者に貸与するものとし、受託者は適正な管理を行うものとする。

9 成果品

以下の成果品を小山市役所公共交通課（小山市役所本庁 6 階）に納品する。

- (1) 小山市地域公共交通計画（本編・概要版）及びその関係資料（3 部）
- (2) 電子媒体（CD-R）※（1）をワード又はエクセル等で作成したもの

10 検査

本業務実施途中において、受託者は必要に応じて小山市の中間検査を受け、業務完了後において最終検査を受けるものとする。なお、加除・訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとする。また、それに要する一切の費用は受託者が負担する。

11 成果品の審査

受託者は、小山市の審査を受けなければならない。その結果、修正を指示された事項については小山市と協議の上、速やかにこれを処理しなければならない。

12 委託料の支払い

業務完了後、30 日以内に支払う

13 成果品等の帰属

- (1) 受託者は、成果品の著作権を著作権法第 27 条及び 28 条の規定による権利も含めて小山市に無償譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、成果品に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 前各号の規定にかかわらず、成果品に受託者が既に著作権を保有しているもの（以下「著作物」という。）が組み込まれている場合、当該著作物の著作権は、なお受託者に帰属するものとする。この場合において、受託者は小山市に対し、当該成果品を小山市が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で承諾するものとする。

14 その他

- (1) 本業務に関する担当者との打合せは随時行うものとし、打合せに要する資料作成等の経費（交通費を含む）は委託費に含むものとする。

- (2) 本業務の内容に関することで、不明な点・疑義のある点については、随時担当者と協議をしながら進めるものとする。
- (3) 本業務の遂行にあたっては、庁内各課との調整を図りながら進めるものとする。
- (4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
 - ①本委託において、暴力団員等による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - ② ①により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
 - ③本委託において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

15 疑義及び協議

- (1) 受託者は、本業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。